

令和5年度 岡山県立総社南高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

<体育班>

陸上競技 サッカー バレーボール ハンドボール バasketボール
バドミントン 硬式野球 ソフトテニス 卓球 剣道 弓道

<文化班>

演劇 ESS 文学 イラスト研究 吹奏楽 生物園芸 写真 美術 書道
放送 茶・華道 ダンス

2 目 標

- (1) 文武両道を目指す。
- (2) 豊かな人間性の育成をする。
- (3) 生徒の模範となり、充実した学校生活を送る。

3 部活動の運営について

(1) 休養日について

- ①週あたり1日以上休養日を設定すること。なお、土曜日か日曜日のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。
- ②長期休業日においては、その意義や家庭生活等を考慮して、適切な練習計画を作成すること。また、練習計画には連続して休める日を設定するように工夫すること。

(2) 活動について

- ①平日は、年間を通して終礼後から16:50までとする。
 - (ア) 届け出により活動時間の延長は可能で、年間18:30までとする。ただし、11月～2月は18:00又は18:30(顧問又は顧問に依頼された本校教員が、活動場所に付き添っている場合に限る)までとする。
 - (イ) 長期休業中(補習日を除く)は、活動時間の延長はできない。
- ②早朝練習について
 - (ア) 年間7:30～8:20とする
 - (イ) 考査発表中、考査期間中、課題考査日、実力考査日の早朝練習は禁止とする。
- ③休日について
 - (ア) 土曜日、日曜日、祝祭日、学校休業日は、原則半日とする。
- ④M(土曜)講座について
 - (ア) M講座を希望する生徒が受講できるように、部活動顧問は部活動の活動時間を配慮する。ただし、顧問が必要と認めた場合は、生徒の意向を尊重しながら活動をしなくてもよいものとする。
- ⑤定期考査終了後に公式戦や発表会等が行われる場合
 - (ア) 考査時割発表中及び考査期間中に活動ができる。
 - (イ) 創作活動等で特別に活動が必要な場合は、別途協議(生徒課長・生徒副課長・生徒会係長・教務課長・当該学年主任・当該顧問)を行う。
 - (ウ) 活動時間は、考査時間割発表中は16:50までとする。考査期間中

は、考査終了後2時間までとする。

※顧問又は顧問に依頼された本校教員の指導のもとで活動すること。

(3) 練習試合について

- ①教頭に申し出て相手校と了解のうえ、所定の手続き（依頼状、校外行事参加願いの作成）をする。
- ②必ず顧問付き添いのもとで活動すること。

(4) 部室について

- ①使用できる時間は、放課後と始業前のみとする。
- ②部室の鍵の管理は、顧問が行う。
- ③定期考査時間割発表日の放課後、部室・部室周辺・活動場所の清掃を行う。

(5) 更衣室について

- ①部活動のための更衣は、部室を使用する。
- ②部員が多く部室を使用することが困難な場合は、生徒課と体育科の許可を得て更衣室を使用できる。ただし、盗難防止のため更衣後に私物を置かないことを原則とする。

(6) 部費について

- ①部での全ての徴収金は、管理職に会計決算書を提出して監査を受ける。
- ②管理職の監査を受けた会計決算書を、年度末に生徒・保護者に報告をする。

4 その他

(1) 顧問の申し合わせ事項について

- ①「部活動を頑張っている生徒が模範になって身だしなみを整えていこう」との顧問での申し合わせにより、身だしなみや交通ルールで違反行為等をした生徒に、少なくとも1日の部活動停止と指導をした後、顧問の判断で部にも指導を加えることができる。なお、体育館を利用している部に関しては、指導日一日使用禁止とする。

(2) 体育館の使用割り当てについて

- ①土・日・祝祭日の使用については、使用を希望する顧問が体育準備室のホワイトボードに記入し、生徒課に所属する体育科教員が調整する。
- ②長期休業中については、生徒課に所属する体育科教員が調整する。

(3) 高体連、高文連からの会場使用依頼について

- ①各競技団体ともに、年間1日を原則とする

(4) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ①顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ②4月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。